

『風土記』の荒ぶる神の鎮祭伝承と倭王権の地域編成

坂江 渉

はじめに

『播磨国風土記』など現存する各国『風土記』

(逸文も含む)には、一般に荒ぶる神の伝承といわれてきた史料が合わせて一〇例みえる。42～43頁の表はその内容を現代語訳して一覧化したものである。国別の内訳は播磨国がいちばん多く五例、ついで肥前国が三例、摂津・筑後国の逸文が一例ずつとなっている。播磨国の五例のうち表の③④は、神尾山という同一地点に鎮座する神への、近接する二つの地域(広山里と枚方里)の異なる伝承である。

話の筋立ては内容が簡素化されたものも含まれるが(表⑦)、まず前半で荒ぶる神が行路の人の交通を分断・妨害したり、地元民を苦しめるさまが描かれる。そのなかの多くには、「毎半^二留行

人之舟」「毎遮^二行人」「半死半生」「十人之中、留^二五人」「五人之中、留^二三人」「十人往者、五人去五人留」「半^二殺往来之人」(表①③④⑤⑥⑧⑨⑩)など、一定のリズムと具体的数値をとまなう定型句が配置されている。これは従来の研究で「半死半生」の文言といわれるものである⁽¹⁾。

ついで後半部は、播磨国の神前村と生野の二例(表①⑤)を除き、結局荒ぶる神の怒りが鎮められ、行路の人と地域に平和と安全がもたらされるという点ではば共通する。それぞれの伝承で各土地の地名起源説話が示されていることはいうまでもない。

従来これらの伝承は、洪水・氾濫を繰り返す河川渡渉地、濃霧・驟雨・気圧の変化が起きる坂(峠)など、陸上交通の妨げとなる地点の境界祭祀説話などとして理解されてきた⁽²⁾。荒ぶる神の神格がそうした荒々しい自然現象を体現しているこ

とは明らかである。ただし研究者の関心は、もっぱらそういうところを通過する者の呪術・祭祀の内容説明にかたよる傾向が強かった。

しかし『風土記』における神話は往来者ではなく、基本的にそれぞれの地域に住まう人が語り継ぐ内容から採られたとみななければならない。その骨格をなすものは各地の地名起源説話であるが、それと並行しつつ地元景観の成り立ちの話、現行の祭祀儀礼の由来説話、そして祭りをつかさどる一族の本縁譚などが断片的にみられるケースがある。これらの点に注意して荒ぶる神の鎮祭伝承をみると、従来とは異なる見方がでてくる可能性がある。その際筆者が留意したいのはつぎの三点である。

第一に、荒ぶる神の話は結果として神が鎮祭されるストーリーが多く、そのうち七例では、それに成功したという具体的な氏族名や個別の人物名が書かれることである（表②③④⑥⑧⑨⑩）。またその大部分は外部からの到来者とされている。この事実はいままで研究の盲点になっており、その意味を積極的に捉え直す必要がある。本稿の題

名を「荒ぶる神の伝承」とせず、「荒ぶる神の鎮祭伝承」としたのもこれにもとづく。

第二に、各伝承にみえる「半死半生」の文言を、現実の荒ぶる神の祭りとの関連でどう位置づけるかの点がある。古代の神話は祭祀と不可分の関係にあるといわれてきたが（なお後述）、この問題の究明も従来不十分であった。

第三に、伝承比定地を単に交通の難所とみるだけでなく、当時の広域的な交通体系のなかで、その付近一帯がどんな地域であったかを考えることが大切になる。

そこで本稿では、『風土記』の荒ぶる神の鎮祭伝承のうち、伝承比定地がある程度おさえられ、かつ神を鎮め祭った具体的な氏族名や個別の人物名が登場する右の七例に焦点をしぼる（以下一括して本伝承という場合がある）。まずこれらの伝承が各地で説かれた目的と、その前提にある儀礼構造の説明をめざす。つぎに伝承比定地とそれを取り巻く周辺環境のあり方に眼を向けて検討し、そこから古代国家形成期の倭王権による地域編成の一端を引き出してみたい。

表 各国『風土記』にみえる荒ぶる神の鎮祭伝承一覧

国・郡・里・地名	比定地	神話(地名起源説話)の中身
①播磨国賀古郡 鴨波里舟引原	(不明)	神前村の荒ぶる神が往来の舟の半ばを留めた。そこで船は印南大津江之の川頭から賀意理多之谷に曳き、赤石郡林潮に通した。故に舟引原という。
②播磨国揖保郡 林田里伊勢野	兵庫県姫路市 林田町上伊勢 下伊勢	この野では、家が建つ毎に平穩に暮らせなかった。そこで衣縫猪手と漢人刀良らの祖が、ここに住もうとして社を山本に立てた。山の峰にいる伊和大神の子の伊勢都比古命と伊勢都比売命を敬い祭った。するとこれ以降、家々は平穩になり、遂に里を成すことができた。そこで伊勢と名づけた。
③播磨国揖保郡 広山里意此川	兵庫県たつの 市誉田町広山	応神天皇の時代、出雲御蔭大神が枚方里の神尾山で行く人を半死半生させた。その時、伯耆の小保弓、因幡の布久漏、出雲の都伎也の三人が朝廷に申し出たのを受け、朝廷は額田部連久等らを遣わし禱らせた。久等は屋形を屋形田に作り、酒屋を佐々山に作り祭った。宴を開いて楽しみ、山の柏をとつて腰にさし、この川を下つて相い圧した。だから庄川と名付けた。
④播磨国揖保郡 枚方里佐比岡	兵庫県揖保郡 太子町平方	神尾山にいる出雲大神が、ここを通る出雲国人の十人中五人を留め、五人中三人を留めた。そこで出雲国人らが佐比をつくつて佐比岡で祭つても神はそれを受けなかった。その理由は、比古神が先に来て、比売神が後に来たのに、男神はここに鎮まらず去つたからである。だから女神が怨み怒つた。その後、河内国茨田郡枚方里の漢人がこの山の辺に住まい敬い祭ると、神はわずかに鎮まった。このような神がいるので、神尾山と名付けた。また佐比を作つて祭つた処を佐比岡と呼ぶ。
⑤播磨国神前郡 壱岡里生野	兵庫県朝来市 生野町	昔ここに荒ぶる神がいて、往来者の半分を殺していたので死野と名づけた。後に応神天皇が「これは悪しき名である」といった。そこで生野と改めた。
⑥肥前国基肄郡 姫社郷	佐賀県鳥栖市 姫方町	郷の中を流れる山道川の西に荒ぶる神がいて、行路の人を半分ずつ殺していた。祟る由をトウト、「筑紫国宗像郡の人の珂是古をして吾が社を祭ら

		しめ、もし願いが合えば荒き心を起さず」といった。そこで珂是古を覓ぎ神社を祭らせた。すなわち珂是古は幡を捧げて祈禱して、「本当に私の祭祀を欲するなら、この幡は風にのつて飛んでいき、私を願う神の辺りに落ちよ」といい幡を放った。すると幡は御原郡の姫神社におち、次いでこの山道川の川辺におち、珂是古は神の居場所を知った。その夜、夢に臥機（くつびき）と絡罫（たたり）が舞い遊びながら現れ、珂是古の体を押さえつけるのを見た。これにより神が織女神であることを知り社を立て祭った。それ以来、路行く人は殺されなくなり、姫社と呼び、今それを郷名としている。
⑦ 肥前国神埼郡	佐賀県神埼市	昔ここに荒ぶる神がいた。往来の人が多く殺された。景行天皇が巡狩するとこの神は和らいだ。それ以来禍いは起こらず、そこで神埼郡と名づけた。
⑧ 肥前国佐嘉郡	佐賀県佐賀市	佐嘉川の川上に荒ぶる神がいた。往来の人の半分を生かし、半分を殺した。そこで県主らの祖の大荒田が占った。すると土蜘蛛の大山田女と狭山田女の二人が、「下田村の土で人形・馬形を作り、この神を祭れば必ず和らぐ」といった。大荒田はこの言葉とおりに神を祭ると、神はこの祭祀を受け、遂に和らいだ。そこで大荒田は、「これらの婦らは実に賢女（さかしめ）である。そこで賢女を以て国の名にしたいと思う」といった。故に賢女郡という。今佐嘉郡というのは訛っているのである。
⑨ 摂津国下檜山	（不明）	昔、天津鰐という大神がいた。鷲の姿でこの山に留まり、十人通つたら半分殺し、半分生かした。久波乎がこの山に来て、下樋を使つて神のもとに行き、また下樋の内側を通つて天津鰐を祭った。これにより下樋山という。
⑩ 筑後国尽くし坂	福岡県三国境	昔、筑前・筑後両国の境の上に麤猛ぶる神がいて、往来の人の半ばを生かし、半ばを殺していた。よつて人の命の尽くしの神といった。筑紫君と肥君が占いにより、筑紫君らの祖の甕依姫を祝として祭らせた。これ以降、路行きの人が神に害せられることはなくなった。

（※）⑨の出典は、『本朝神社考』巻六（摂津国風土記逸文）、⑩は、『釈日本紀』巻五（筑後国風土記逸文）である。

第一章では、荒ぶる神の鎮祭伝承の捉え方の見直しをはかり、本伝承が各地の地域社会で語り継がれた目的と、その前提にどのような祭祀儀礼があったかを考える。

一、始祖伝承と口頭の祭祀儀礼

(1) 祭りをつかさどる一族の始祖伝承

前述のように、本伝承は荒ぶる神が鎮められる形で終わり、多くの場合、それに成功したという氏族名や個別の人物名が挙げられている。このうち個別の人物名に関して注目されるのは、祝として「尽くし坂」の神を鎮めた甕依姫は筑紫君氏の「祖」、肥前国佐嘉川の川上の神を祭った大荒田は県主らの「祖」と明記される点である(表⑩⑧)。また播磨国伊勢野の「山の岑」の神を鎮めたのは、衣縫猪手と漢人刀良らの「祖」とされている(表①②)。ここでは祖の名前は示されず、代わってその子孫の具体名が記されている。猪手と刀良の両名は、それぞれ衣縫氏と漢人氏の一員として、『播磨国風土記』の編さん時の林田里の伊勢野付

近に実在した人物だと考えられる。具体名は不明だが、ここでも彼らの祖を主体とする話が示されている点は右と同じである。

これからみて本伝承は、筑紫君・県主・衣縫・漢人など、各国『風土記』の編さん時、各地で荒ぶる神の祭りをつかさどっていた特定氏族に関わる伝承、より具体的には彼らの始祖伝承であると解せるのではないか。肥前国の珂是古、摂津国の久波乎の話では具体的な氏族名は記されない(表⑥⑨)。しかしこれもまた何らかの一族の始祖伝承であったと考えられる。おそらく珂是古は宗像君氏と関わる人物であろう。また播磨国広山里の話の久等は、額田部連氏の始祖的人物であることは間違いなからう(表③)。

つまり荒ぶる神の鎮祭伝承は短文で断片的であるが、その本質はそれぞれの氏族の始祖の話として捉えられる。決して行路の人の呪術・祭祀のあり方を明示しようとする伝承ではなかった。そうするとこれはどんな目的をもって説かれていたのであろうか。

これに関連して神道史研究者の西田長男氏は、

各国『風土記』の地名起源説話や氏族伝承の特徴について、それは単なる昔の出来事が示されているのではなく、現在の事実を説明するため、遡って過去の事柄におよぶ叙述法がとられる点にあると述べている。⁽³⁾ 正鵠を射た見解である。西田氏がいう現在の事実とは、本伝承では特定一族が荒ぶる神の祭りをつかさどっている点である。また過去の事柄に遡るとは、始祖を主人公とする話を説くことである。

つまり各地の荒ぶる神の祭りは、各国『風土記』の編さん時、ないしはその直前までおこなわれていた。本伝承の目的は、各始祖の過去の出来事を述べることにより、その末裔氏族が現行の荒ぶる神の祭祀をつかさどっている縁起を示す点にあった。

このような実践的な目的をもつ以上、神を鎮めた始祖の話は各氏族の内部だけでなく、実際の祭りの場において、それに参集する村の老若男女に対し、口頭で語られていたとみられる。なぜなら従来の古典的な神話研究でいわれるように、古代の神語り（神話）は祭りと不可分の関係を持ち、

それは祭りの諸事の縁起を口頭で明かすことにより、聞き手をして祭りの実修に向かわせようとしていたと理解されているからである。⁽⁴⁾ つぎにこの問題を詳しく検討してみよう。

（2）口頭の祭祀儀礼

この口承性との関連で注目されるのは、本伝承の多くの史料の前半部で半死半生の文言、すなわち「毎遮_二行人_一、半死半生」「十人之中、留_二五人_一、五人之中、留_二三人_一」「十人往者、五人去五人留」「半_二殺往來之人_一」など、一定のリズムと具体的な数値をとまう定型句が配されている点である。

これは『出雲国風土記』の意宇郡条冒頭のいわゆる国引き神話にみえる「河船の、もそろもそろに」「国来、国来」（原漢文）のような、直接的な口承的詞章とまでいえるものではない。しかしその内容はかなりの具体性と反復性を備えている。聞き手である祭りの参集者に対し、話の内容を印象付けようとする口承的修辭の名残とみてよいのではないか。

国文学者の小島憲之氏は、各国『風土記』の諺（風俗諺・俗説）や、枕詞を添えた地名起源説話など、古代の「口承文学」の特徴として、そこでは口頭による話への共感を得るため、言葉としての「あや」（＝修辭）が多用されたと指摘する。

氏によると、「「きまり文句」の連続は聞き手にとっても生理的にききやすく、そこに一定の常套語句の使用が著しくなる」という。そして口承文学は、語り手の「口」と聞き手の「耳」とを必要とし、慣用句や言葉のあやも、人や物を聞き手の耳に印象づけようとする語り手の配慮だと説いている。

ニュージールランド在住の日本文学研究者、エドウィーナ・パーマー氏は、口承文学においては文字が無い代わりに、かえって話の言葉遣いの構造は複雑になるという。そこでは聞き手の脳裏に対して、鮮烈な印象やインパクトを与えようとする「口業」(＝Wordplay) がしばしば用いられたと述べている⁽⁶⁾。

これらの見解にしたがうと半死半生の文言は、口承の世界における修辭や口業の痕跡として捉え

られる。具体的な数値の提示は、話の信憑性を高める効果をもった。また行き交う人を皆殺しにせず、「半分殺し、半分生かす」という内容は、聞き手に対し荒ぶる神の不気味さを倍加して実感させた。これらは祭りの参加者を語りの世界に引き込み、さらにその実修に向かわせようとする仕掛けであった。

つまり各地の荒ぶる神の祭りでは、それをつかさどる一族の始祖の話を口頭で語る儀礼があり、それは祭り全体のなかで大きなウェイトを占めていた。口頭での語り役を演じたのは祭主自身、あるいはその一族の巫女や子弟だったとみられる。

つぎに後半部に入ると、怖ろしい神を鎮め祭った始祖の話が具体的に展開する。そこでは始祖たちはどんなことをした人物として描かれているのであろうか。その特徴を探ってみよう。

(3) 始祖の功業譚

後半部では「半死半生」のような慣用句や修辭的な言葉はみられない。しかし話の内容は淡々と語られない。神の鎮祭に至るまでの過程がかな

り丁寧に示されている。たとえば筑紫国から来たという珂是古は、まず幡のぼりを投げることににより肥前国と筑後国の荒ぶる神の居場所を見抜いた。ついで彼は夢見占いを通じて神の素性、すなわち男女の性別の違いをつかんだ。それにより神の鎮祭に成功したという（表⑥）。このうち幡投げや夢見占いの行事は、実際の祭りでもおこなわれ、本伝承はその起源譚にもなっていると考えられる。

河内国枚方里から来た漢人は、出雲国の人把握できなかった神の怒りの原因、すなわち「比古神」に逃げられた「比売神」の怨みによることを探りあて、それにより荒ぶる神を鎮め祭った（表④）。また摂津国の久波乎は、「下樋」（暗渠）という新技術を用いて「天津鰐」のもとに行き、神を祭り上げたという（表⑨）。

肥前国の県主の祖の大荒田、播磨国の伊勢野の衣縫と漢人氏の祖、枚方里の漢人、広山里の額田部連久等は、「人形と馬形を用いた祭り」「社を山本に建てる祭り」「酒屋などを山上に作った祭り」など、旧来とは異なる祭祀をおこなうことにより、神の怒りを鎮めていた（表⑧②④③）。ここにみ

える人形・馬形の製作や社を立てる話も、それぞれの神事で用いられる祭具や祭場での社殿建造の縁起譚であると思われる。

このように本伝承の後半は、図抜けた才智と新しい祭式により、怖ろしい神の怒りを鎮めた各始祖の功業譚になっていた。彼らは決して荒ぶる神を武力討伐するような存在ではなかった。それとは逆の神との共存のスタンス、すなわち自らの才智の発揮、あるいは新しい手法の祭祀により、神を宥め鎮めた人物として描かれていた。結局ここでは各始祖の功績とともに、その前提にある始祖の才智と巧みさも強調されている。各地で荒ぶる神の祭りをつかさどる氏族は、こういう話を人びとに聞かせて、自らが始祖の非凡な知識と能力を引き継ぐ一族であること、つまり祭主の地位に相応しい家柄であることを主張しているのであろう。当然これも祭りの時、口頭で語られていたはずである。

ただし本伝承で顕彰されている功業の中身はこれだけに留まらなかった。従来見落とされがちであるが、末尾の箇所「自此以後、家々静安、

遂得^レ成^レ里」(表②)、「自^レ爾已来、行路之人、不^レ被^二殺害^一」(表⑥)、「自^レ爾以降、行路之人、不^レ被^二神害^一」(表⑩)などと書かれる点に注意しなければならない。

これは実際にはあり得ぬことだが、あたかも各始祖の働きにより、神による自然の災厄が無くなり、行路の人の安全確保と地域社会の人びとに永遠の平和がもたらされたかのような書きぶりである。この言い回しのなかには何が含意されているのであろうか。

(4) 荒ぶる神の神威の転換

結論的にいうと伝承末尾の右の表現は、各始祖の鎮祭の成功により、荒ぶる神が人一般に敵対する立場から、祭る主体の守護の靈威に導かれたことを強調しているとみられる。

日本の在来信仰の世界では、平安時代以降の御靈信仰が典型とされるように、害悪や災厄を与える神や精霊が丁重に祭られることにより、一転して守護の靈威に変化するという思想があった⁽⁷⁾。たとえば民衆史の立場から、御霊や遊幸する神々の

靈魂の機能の多様性を論じた黒田俊雄氏は、御霊や怖ろしい神の靈魂をそのまま放置すれば、人びとに禍いを与え続ける。しかしそれを手厚くもてなせば、祭る主体の加護と招福の靈威に転換するという考えがあったと説く。その具体例として「疫病の靈」から「治病の神」への転換(御靈信仰)、「戦死した魂」から「武勇の守護神」への転換(靖国神社)などの事象を挙げる。そのため鎮魂・鎮祭をめぐる信仰には、たえず民衆と権力者との間で、その社会的主導権が争われた歴史があると指摘している⁽⁸⁾。たいへん示唆的な見解である。

一方御靈信仰より前の時代にも、たとえば『豊後国風土記』の速見郡頸^{くびのみね}峯条には、水田の苗を食い荒らす被害を与えるシカと田主をめぐる有名な話がある。それによるとシカは、待ち伏せた田主に捕らえられ「頸」を斬られかけた。ところがその時シカは命乞いをして、代償として子孫に至るまで水田を害さないという誓いを立てた。田主が逃がしてやると、「自^レ時以来、此田苗子、不^レ被^二鹿喫^一、令^レ獲^二其実^一」(同条)とあるように、その後被害は消え去り、稲の実りを得られるように

なったという。この末尾の書き方は、荒ぶる神の鎮祭伝承のそれとほぼ同じである。

この伝承を分析した岡田精司氏は、ここには田主に対するシカの服属の意味が含まれているという。そして話そのものは、「田を荒らす精霊としての鹿が「田主」に服従を誓って、「田主」の所有する稲田の守り神と転化^⑨」したことを示すと述べている。

これらにもとづくと、荒ぶる神の鎮祭伝承の場合も、巧みなやり方で祭り上げた各始祖のもとに神が服従し、それ以降、祭る集団の守護神に転換したことが含意されているのであろう。右にみた「自^レ此以後、家々静安、遂得^レ成^レ里」「自^レ爾以降、行路之人、不^レ被^二神害^一」などの文言はそのことをあらわす。

すなわち本伝承の後半部では、第一に始祖たちの非凡な洞察力と巧みなやり方により、神の怒りが鎮められたこと、第二にそれだけに限らず、各始祖が神を自らに服属させ、行路の人の安全確保と地域社会を守る「善神」「招福の神」に転換させたという功業譚も含まれていた。このような話

を毎年祭りに参加する地元民衆に聞かせることを通じ、その末裔の一族が現行の地元祭祀をつかさどることの縁起と正統性が示されていた。

これを聞かされた者は、その後祭りの実修に向かい、厳粛な祈りの神事、伝承内容に関連するさまざまな儀式（幡投げ、夢見占い、人形と馬形を用いた行事など）、また神と人との共同飲食の場などに臨んだ。一方始祖の末裔一族は専従の神職集団ではなく、祭りの時だけ一時的に祭主の地位に就き、それ以外の時は一般の地方豪族として存在していたはずである。したがって交通路の確保と地元で平和をもたらしという功業譚は、彼らが各土地を掌握していることを安定化させる効果をもった。口頭による祭祀儀礼は、祭主一族の地域支配にとって大きな役割をはたしていた。

このような見方に立てば、つぎに考察すべきことは、各地で荒ぶる神の祭りをつかさどる諸氏族は、なぜ祭りの時、わざわざ始祖の伝承を地元の人びとに語り聞かせるまでして、自らの地位の安定化をはかろうとしたかの点である。次章ではこの問題にアプローチしたい。

二、始祖の移住・到来と倭王権

(1) 始祖の移住・到来の話

各始祖の功業譚が祭りに際して繰り返し語られた理由に關していうと、「はじめに」で述べたように、その母体をなす氏族集団が、それぞれの土地の外部世界からの到来者、いわば「外来者^{よそもの}」であつた点が決定的に大きかつたように思われる。

たとえば表¹③の播磨国の額田部連氏は、「遣^二額田部連久等々^一令^レ禱」とあるように、新しく広山里に到来した氏族であつた。また同じく播磨国においては、渡来系氏族関連の説話の多さが眼につく。具体的には「衣縫猪手と漢人刀良らの祖」(表¹②)や「漢人」(表¹④)などの氏族名がみられる。このうち後者の漢人氏は、『播磨国風土記』揖保郡枚方里の地名起源説話では、「所^三以名^二枚方^一者、河内国茨田郡枚方里漢人来到、始居^二此村^一。故曰^二枚方里^一」と書かれるように、畿内の河内国茨田郡から移住した氏族であつた。

珂是古の場合は、玄界灘沿岸の筑紫国宗像郡か

ら肥前国基肄郡にやって来たと明記されている(表¹⑥)。また尽くし坂での鎮祭者、甕依姫を始祖とする筑紫君氏は、本来筑後国の有明海沿岸の八女地域(現在の福岡県八女市付近)に根拠地を置く氏族であつた。彼らはある時期、筑前・筑後の国境の尽くし坂の神の祭祀権を掌握し、その後坂の北麓の筑前国御笠郡にも勢力を伸ばしたとみるべきであろう。

というのも律令制下の同郡には、式内社の筑紫神社(名神大。現在の筑紫野市原田^{はるだ})があるからである(『延喜式』巻一〇、神名下)。本社は坂の名と同じ筑紫の地名を帯びている⁽¹⁰⁾。これについて山尾幸久氏は、筑紫神社の本来の祭神は右の荒ぶる神であり、筑紫君氏はこの神を筑前側の山麓から手厚く祭ることにより、自らの守護神にしたとみられると説いた⁽¹¹⁾。これが正しければ甕依姫の鎮祭伝承は、この神社の縁起譚にもなっていた。いずれにせよ筑紫君氏は当該地への新たな到来集団であつた。

一方肥前国の大荒田(表¹⑧)、摂津国の下檜山の久波乎(表¹⑨)のケースについては、直接の

手かがりを見いだせない。しかし鎮祭者の人物名が、大荒田・久波平など、開発行為に通ずる名前であることが興味深い。荒田は「新田」につながる言葉であり、また『倭名類聚抄』卷一五にもとづく、農耕具の鍬の和名は「久波」であった。

これによると彼らを始祖にする一族も他所から移住し、それぞれの土地の祭祀権を確立し、さらに一定の地域開発につとめたとみることも可能であろう。

このように各地で荒ぶる神を鎮め祭った人物を始祖にいだく氏族たちは、ある時期他所から移り住み、その土地の祭祀権を確立した集団であった。つまり本伝承にみえる諸氏族は地元への定着の歴史が浅く、それぞれの土地の「外来者」という属性を帯びていた。そうであるがゆえに在来の民も参集する新たな祭りの場において、始祖の功績と自分たちが始祖の才智や巧みさを引き継ぐ正統な一族であることを口頭で示す必要があった。また大荒田や久波平の名前のあり方に着目すれば、彼らは渡渉地、河津、水利施設の整備・修築など、当該地の一定の土地開発につとめたのかも知れな

い。もちろんその内容は十分なものではなかったが、本伝承の末尾に交通路の安全確保と地域社会に平和がもたらされたと書かれているのだから、そのように解する余地はあるだろう。

ただし右の移住の問題に関しては、さらに留意すべきことがある。それは一部の史料や個別の先行研究の成果にもとづくと、右の氏族の多くが、倭王権により人為的に派遣されたと想定できる点である。

(2) 倭王権による人為的配置

たとえば表③の播磨国の額田部連久等は、「三人相憂、申_二於朝廷_一、於是、遣_二額田部連久等々_一令_レ禱」とあるように、明らかに朝廷から派遣された記述になっている。また同じく播磨国の伊勢野の衣縫と漢人氏については不明だが、河内国茨田郡枚方里から来たという漢人氏は、おそらく六世紀前半の継体朝の王権により当地に配置されたとみられる。

というのも古代王宮に関する古市晃氏の研究成果にもとづくと、新王朝を確立した継体の勢力は

淀川水系への支配力を浸透させ、そのうち北河内の茨田地域には、継体所生の茨田女王の王宮が置かれた痕跡が残っているからである⁽¹³⁾。また茨田郡に隣接する交野郡の葛葉郷あたりには、継体の王宮伝承地の樟葉宮があった（『日本書紀』継体天皇元年正月甲申条）。これからみて茨田郡枚方里の漢人氏の移住には、継体朝の王権が関与していたと解しておきたい。これと同姓の林田里伊勢野の漢人も、この動きに関連するのではないか。

肥前国の珂是古の移住に関しては、伝承では神自身の指名にもとづくように書かれている（表⑥）。しかしこの話を個別に分析した亀井輝一郎氏によると、その背後には王権の意向に連動した宗像君あるいは水間君がおり、直接的には彼らのもとから派遣されたと理解できるという⁽¹⁴⁾。

これと似通った見方は、甕依姫を始祖とする筑紫君氏の移住についてもできる。山尾幸久氏は、筑後の八女地域の土豪に過ぎなかった筑紫君氏が、九州北部における盟主的地位につけたのは、有明海沿岸のミナトのうち、とくに八女門を重視する倭王権の意向がその背景にあったこと、また同氏

はそれに沿う形で磐井の時代、畿内の大王権力への結託をテコにして、その勢力圏を筑前側に築き上げたと言っている⁽¹⁵⁾。興味深い見方である。山尾説にもとづけば、御笠郡の筑紫神社における祭祀権の確立に象徴される筑紫君の筑前進出の前提にも、倭王権なかでも継体朝の王権の関与があったと考えられる。

一方肥前国の大荒田や摂津国の下檜山の久波乎（表⑧⑨）の一族に関しては明確な確証はない。とくに大荒田を始祖にいだく県主が、筑後国の水沼県主、肥前国三根郡の嶺県主など、どの地域出身の県主であるかも現状では見通せない。

しかし一般に西日本を中心に多く分布する県と県主の基本的性格を分析した吉田晶氏によると、県と県主は自然発生的な社会制度ではなく、一定の政治的意図をもって設定された支配システムであり、王権への隷属、なかでも大王家の家政に直結している点に特徴があるという⁽¹⁶⁾。これにしたがうと肥前国の県主の移住についても、倭王権が関与していたと考えられるのではないか。

以上のように、荒ぶる神を鎮め祭った人物を始

祖とする氏族のほとんどは、ある時期、倭王権によって計画的、人為的に配置された集団であった。その画期となる時期は、播磨国枚方里の漢人氏や、尽くし坂の筑紫君氏のケースにもとづくと、おおむね六世紀前半の継体朝以降だったと推測される。各地で新たな祭祀権を確立した彼らは、祭りの時、始祖の功業とそれを成し遂げた才智や巧みさを引き継ぐ一族であることを口頭で示していた。それは彼らの地域支配の安定化にも役立っていた。

なお配置された氏族の地域ごとの顔ぶれをみると、出身地不明の一族も多々いるが、大卒として播磨国には畿内などの渡来系氏族が、北九州には地元九州の氏族が多いという特徴を指摘できる。

このように解すると最後に残された課題は、当時の倭王権がなぜそうした諸氏族を各地に配置したかの点である。その直接的な目的が荒ぶる神の鎮祭であることはいうまでもない。しかしそこには伝承比定地の地域社会構造に関わる、さらなるねらいがあったとみられる。次章ではこの問題を考えてみよう。

三、伝承比定地の地域社会構造と

倭王権の地域編成

(1) 広域的交通体系のなかの伝承比定地

本稿で扱っている七つの伝承比定地のうち、久波乎の伝承の摂津国の「下檜山」(表⑨)は所管郡が記されず、詳細な場所は不明である。しかしそれ以外は旧稿で述べたように、⁽¹⁷⁾律令制下の官道やその前身の道など、内陸部の幹線道路が坂(峠)や河川に差し掛かる場所であった。したがって従来いわれてきたように、本伝承の比定地が主要な陸路上の、人の往来を妨げる交通の難所であることはたしかである。

しかしそうであるにしても、たとえば河川については、大河川になればなるほど、陸上交通を妨げるのは明らかであるが、その一方舟運が発達している場合、それが人の移動や物流を促進させる空間になる点にも注意すべきである。また舟運が未発達であっても、その水系沿いの陸路がしばしば利用されることがあった。さらに伝承比定地を

通る道を、単に道一般としてではなく、それがどこへどのように接続する道であつたかを具体的にみる必要がある。

つまり重要なことは、当時の広域的な交通体系において、それぞれの地域全体が、諸氏族を配置した側の倭王権からみて、どう位置づけられるところであつたかの点である。

このような視点で伝承比定地を概観すると、一つ気づく点は、その分布のあり方が特定の地域、すなわち播磨国などの瀬戸内海沿いと北九州という西日本に集中していることである。

(2) 対外的契機にもとづく地域の再編

従来この地域的なかたよりの問題は等閑視されてきたが、もっと注目されてよいであろう。おおむねこれは畿内と西国との間を結ぶルート上に位置する。この事実には伝承比定地付近が、全体として対外的な問題に関わる場所だったことを示唆するのではないか。

中林隆之氏は、継体朝以降の倭王権が緊迫した朝鮮半島情勢に対処すべく、石作氏など、その基

盤となる尾張系の氏族やその配下の部民を、播磨・吉備・周防など、西日本の瀬戸内海沿いの有力なミナト近くに配置していたことを明らかにした⁽¹⁸⁾。氏によるとそれは尾張から博多湾岸の那津官家に至る、諸ミヤケと諸港津の整備・維持策と密接不可分の関係にあつたという。首肯されるべき見方であろう。

これにしたがうと本伝承の比定地の付近一帯は、朝鮮半島情勢に対応する倭王権にとって、中林氏のいう各地の諸ミヤケや諸港津などと相並ぶ重要な地域であつたこと、またそこへの諸氏族の配置は、右と同じく、王権による地域再編策の一環をなすものと捉えられよう。

すなわち荒ぶる神の鎮祭伝承は、地域祭祀の具体的復元に資するとともに、緊迫した対外情勢下の倭王権による地域再編策の一端を説明できる史料群として位置づけられることを示す。

ただしこれが尾張系の氏族の地域編成策と異なる点は、配置先は大卒として西日本ではあるものの、瀬戸内海だけでなく、北九州の有明海に面する地域が含まれること、また個々の配置先は沿岸

部から少し離れた、内陸部の幹線道路と大河川との交差点などが多く選ばれていることである。これをどのようにみればよいか。

以下、この問題を伝承比定地が属する里をめぐる『風土記』の伝承、およびそれを取り巻く周辺環境にも留意して、播磨と北九州という具体的な場に即して考えたい。またそこから引き出せる地域再編策の特徴を探ってみよう。

(3) 播磨と北九州における地域再編策の特徴

① 播磨国の三つの伝承比定地

内陸部の幹線道路と河川の交差点 まず播磨国揖保郡の三つの伝承比定地は、すべて内陸部の幹線道路と南北方向に流れる河川が交わる場所であった。

たとえば林田里の伊勢野には、現在の大津茂川（『播磨国風土記』の伊勢川。以下『風土記』と略す場合がある）が瀬戸内海に南流し、これに播磨国府方面から伸びてきた陸路、美作道の前身をなす道（後世の因幡街道）が交差していた⁽¹⁹⁾。

また互いに隣接する広山里と枚方里は、双方の

の里の人びとが、神尾山という同一地点の荒ぶる神を祭っていたように（表③④）、本来一体性の強い地域であった。しかし河川水系のあり方からみると、広山里には現在の林田川（『風土記』の意此川）が瀬戸内海に流れ、これと直交して中世の山陽道「筑紫大道」の前身の道が東西方向に走っていた⁽²⁰⁾。また枚方里は大津茂川水系に属し、やはり筑紫大道がそれに交わっていた。

『播磨国風土記』の他国の人の伝承 こうした伝承比定地との関連でまず留意されるのは、それぞれが属する三つの里において、他国の人が多く集中していたことを示す諸伝承を『風土記』のなかに見いだせることである。

たとえば広山里で鎮祭対象になった荒ぶる神は、そもそも「出雲御蔭大神」だったとされ、しかもその神が伯耆・因幡・出雲国の人の往来を妨げたと伝えられている（表③）。また『風土記』によると、広山里の麻打山には、伊頭志君麻良比^{いづしのみ}という但馬国出身の人物が住んでいた（広山里麻打山条）。つまり広山里は荒ぶる神が鎮祭される以前から、一定数の日本海側諸国の人が一時的に滞在

したり、居住する地域であった。

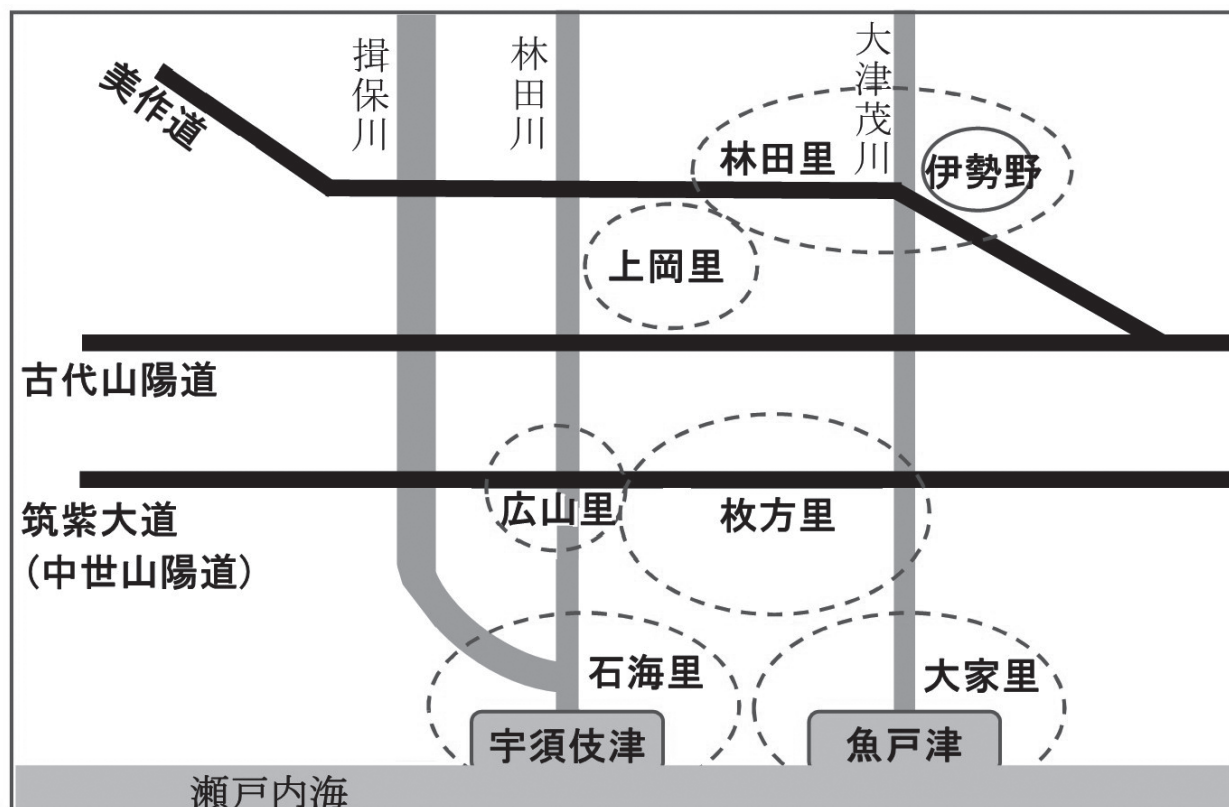
つぎに枚方里の荒ぶる神も「出雲大神」だとされ、ここで「佐比」の祭りを試みたのは出雲国の人であった（表④）。さらにこの里については、仁徳朝の頃、里内の佐岡の近辺に「筑紫の田部」が動員され、当地の開発にあたったという『風土記』の伝承が注目される（枚方里佐岡条）。枚方里は出雲国の人だけでなく、西国の筑紫の人も住まう地であった。これも広山里と同様、他国の人盛んに出入りし、また居住していたとみられる。さらに林田里に関しては、かつてこの里に属していたという上岡里において、出雲国の阿菩大神が船で到来し、やがて神阜に鎮座したという神話が『風土記』にみえる（上岡里条）。神阜の山麓には、この神を奉斎する出雲国の人たちが住んでいたであろう。

このように荒ぶる神の伝承比定地を里内に含む三つの里は、日本海側諸国や西国の筑紫など、かなり遠方の人が一時的に滞在する、ないしは居住する当時の交通体系における拠点というべき地域であった。このようになった要因としては、右の

三つの里が、周辺地域や外部世界との関係で、つぎのような環境に置かれていたことが決定的に大きいと思われる。

河口部のミナトとの一体性 まず第一に、筑紫大道と美作道と交わる二つの川の河口部近辺にミナトがあったことを見逃せない。『風土記』によると、大津茂川の河口部に「魚戸津」（大家里魚戸津条）、林田川のそれには「宇須伎津」という停泊地があった（石海里宇須伎津条⁽²¹⁾）。この二つのミナトの近くには、それぞれ古墳時代初期から前期に築造された古墳群が集中している（丁瓢塚古墳、丁古墳群、権現山古墳群など）。したがって魚戸津と宇須伎津は、古くから開けた瀬戸内海の航路上の有力寄港地であった。

しかも留意されるのは、この二つのミナトと内陸部の里が、大津茂川と林田川の舟運を通じて、一体的な関係にあったと想定される点である（次頁の図①参照）。たとえば林田川水系の宇須伎津は揖保郡石海里^{いわみ}に属したが、『風土記』はその地名の由来を、孝徳朝に安曇連氏が日本海側の「石海の人夫」（『石見国の人夫』）を徴発して、里内



図① 播磨国の三つの伝承比定地と交通路をめぐる模式図

の野を開発させたことに因むと説いている（石海里条）。石見国から人夫らと呼び寄せる際、上流部にある広山里がその重要な中継点、あるいは動員拠点の一つになっていたのではないかと。前述のように広山里には、因幡・伯耆・出雲国の人などが集まり住んでいたが、そのなかに石見国の人も含まれていた可能性が高い。

また時代は降るが、榎原雅治氏の研究によると、中世後期の林田川・揖保川が合流する河口部あたりには、やはり一つの都市ともいえるべき有力なミナトがあった。それは内陸部の山陽道の二つの宿、林田川をはさんだ東岸の「鵜宿」と西岸の「弘山宿」と密接不可分の関係にあったという。

ここでいう中世山陽道（筑紫大道）の鵜宿と弘山宿は、まさに古代の広山里に属し、また枚方里にも近いところである。そして榎原氏は中国製の輸入陶磁器が大量に出土した福田片岡遺跡の発掘成果にもとづき、とくに鵜宿は地域内外の商人が多数集まる、中世播磨の遠隔地交易の中心地の一つであったこと、またそれは西岸の弘山宿とともに、軍事的・宗教的な拠点になっていたことなど

を指摘している⁽²³⁾。

このようなあり方からみて、古代の宇須伎津とその上流部の広山里は一体的に捉えられる地域だったと思われる。宇須伎津は広山里にとって、いわばその「外港」的な役割をはたすミナトであった。他方広山里の渡渉地の近くには「河津」のごときものがあつたのであろう。つまり双方の地は別個に存在するのではなく、一つにまとまった地域社会構造をなしていた。しかもそれは通時代的でもあつた。

つぎに枚方里と魚戸津の結びつきについては、先にみた枚方里内の佐岡山付近に筑紫の田部が動員され、そこに居住したという伝承が証左の一つになる。枚方里からみて魚戸津は、畿内の人だけでなく、筑紫の人も受け入れる外港の役割をはたした。その一方林田里の伊勢野と魚戸津との一体性については今のところ確証はないが、いづれにせよ右の二つの里と同じく、もともと他国の人が住まうところだったことはたしかである。

要するに播磨国の伝承比定地が属する三つの里は、内陸部にあるものの、大津茂川と林田川の舟

運とミナトの存在を媒介にして、瀬戸内海の海上交通路とも接続していた。それが他国の人を集中させる主たる要因になったと理解できる。

西国や日本海側諸国とつながる道 第二の大きな要因は、畿内を起点とする内陸部の幹線道路（筑紫大道と美作道）が、単に美作・筑紫との間を結ぶだけの道ではなかった点である。『風土記』の三つの里の伝承で、出雲国を中心とする人びとの話を見いだせたように、それは支路を通じて日本海側諸国にもつながっていた。

直木孝次郎氏によると、畿内と因幡以西の日本海側諸国とを結ぶ「山陰道」の発達はかなり遅れ、それが整備される以前、播磨国を東西間に横断する何本かの「山陽の道」が利用されていたという。中世の筑紫大道の前身をなす道もその一つであった。また直木氏はそれらの道が、途中播磨国内や吉備国内の各地で分岐して、日本海側諸国に結ばれていたと説く⁽²⁵⁾。

たとえば美作道は、平時範の『時範記』で有名な鹿跡御坂^{（しとみさか）}（＝現在の志戸坂峠^{（しどさか）}）を経て因幡国に通じていた⁽²⁶⁾。また筑紫大道も途中で分岐して日本

海側諸国に抜ける道があった。おそらく広山里の渡渉地あたりから林田川と揖保川沿いを北上し、右の美作道と合流する経路があった⁽²⁷⁾。このルートを利用する人の動きが、前述の石海里の人夫動員伝承や、広山里や枚方里における出雲や但馬国の人々の説話のなかに反映されていると思われる。

内陸部の幹線道路での拠点作り。このように荒ぶる神の鎮祭伝承が残る播磨国の三つの里は、河川舟運と河口部のミナトの存在を通じて、瀬戸内海の海上交通路と連絡するだけでなく、内陸部の幹線道路とその支路を媒介にして、遠く西国（大宰府方面）のほか、日本海側諸国にもつながっていた。

倭王権からみてそれぞれの場所は、河川氾濫などがしばしば起きる交通の難所であるとともに、他国の人が頻繁に出入りする、播磨国の内陸部における水陸交通の結節点であった。継体朝以降の倭王権が対外政策の一環として、ここに諸氏族を配置した前提にはこのような事情があった。

そのねらいは衣縫・漢人、額田部連、漢人らを派遣して、こうした要衝地を直接的におさえ、ま

た周辺部との地域的まとまりを維持させることであった。派遣された各氏族はまず荒ぶる神を服属化させる祭祀権を確立させ、また一定の土地開発も加えることにより、配置先の交通路の確保と地域支配の安定化をすすめた。倭王権にとってそのこと自体、それぞれの地域を再編し、そこを内陸部の交通体系上の重要拠点として掌握することを意味した。

おそらく拠点的地域の維持・整備は、播磨国最大の水陸交通の結節点⁽²⁸⁾、飩磨ミヤケなどと連携して取り組まれ、それにより右の三つの里内には、何らかの施設も作られたのではない⁽²⁹⁾。

このような地域再編策によって三つの里は、瀬戸内海側のミナトとの一体的な関係を保ちつつ、播磨国内とその周辺部の国々はもとより、日本海側諸国から西国・畿内方面への人夫・兵力の移動、あるいは軍糧などの調達拠点としての役割をはたすことになった。あるいは場合によって、そこを日本海側諸国での対外的な軍事防衛を支援する場の一つにすることも意図されていたかも知れない。

播磨国の伝承比定地の周辺環境や陸路の接続具

合を詳細にみると、継体朝以降の倭王権が、瀬戸内海航路の中継点となる沿岸部のミナトやミヤケの整備だけでなく、周辺地域と有機的な関係性をもつ内陸部の幹線道路上の拠点作りに乗り出していたことが分かる。これは播磨国だけでなく、あるいは『風土記』そのものが現存しない山陽道諸国のほかの地域にもあてはまる可能性もあろう。

②北九州の三つの伝承比定地

筑後国の尽くし坂 つぎに北九州の三つの伝承比定地も、内陸部の幹線道路の結節点、要衝地にあたることは播磨国の事例とほぼ同じである。たとえば尽くし坂（現在の三国境）は、河川と交わるところでないが、坂（峠）という戦略的要地に位置する。

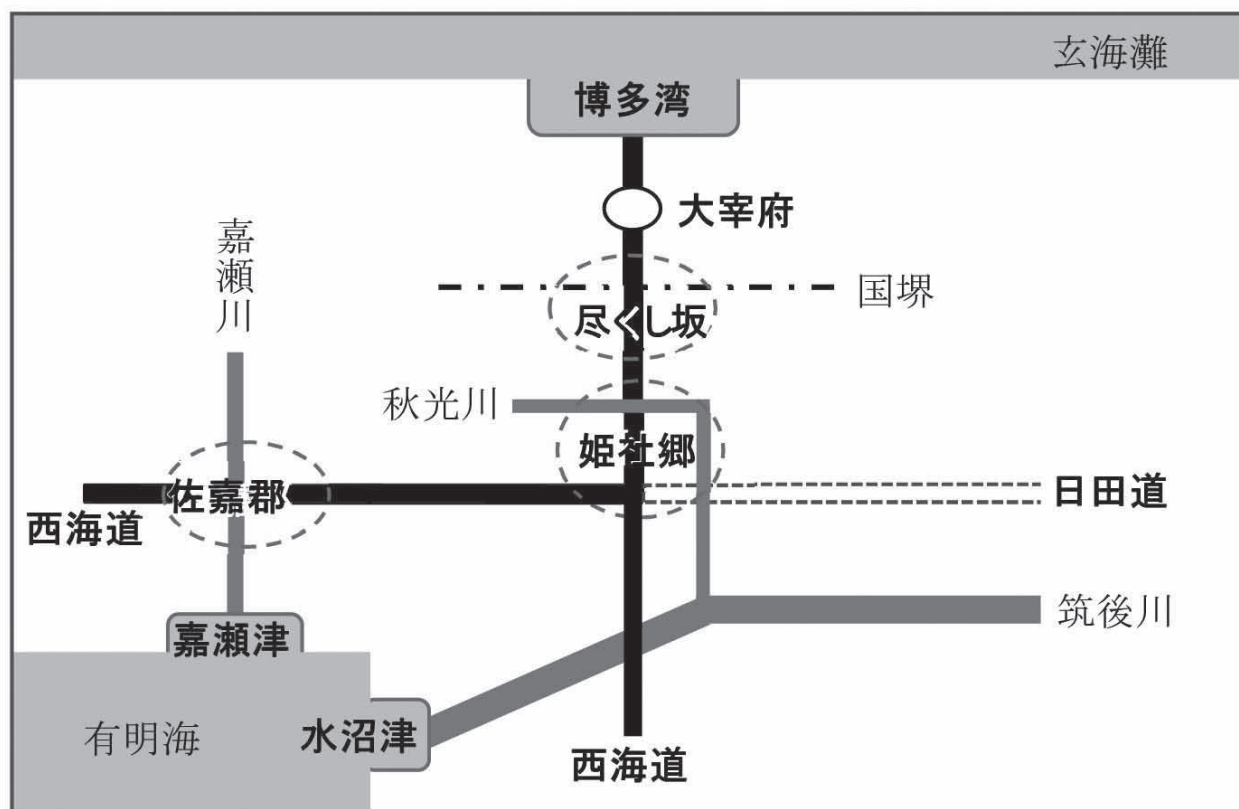
ただしこの坂が筑後と筑前との間にある点に着目すれば、巨視的にみてここが筑後国の八女門など有明海側のミナトと玄海灘沿岸のミナトとの間をつなぐ、水陸交通の結節点になるという見方も成り立つ。当地にもたくさんの人びとが行き交っていたはずである。筑紫君氏はこの近くで新たな

祭祀権を確立することにより、荒ぶる神を自らの守護神に転化させ、さらに博多湾岸の筑前国側にも勢力を伸ばしていった。

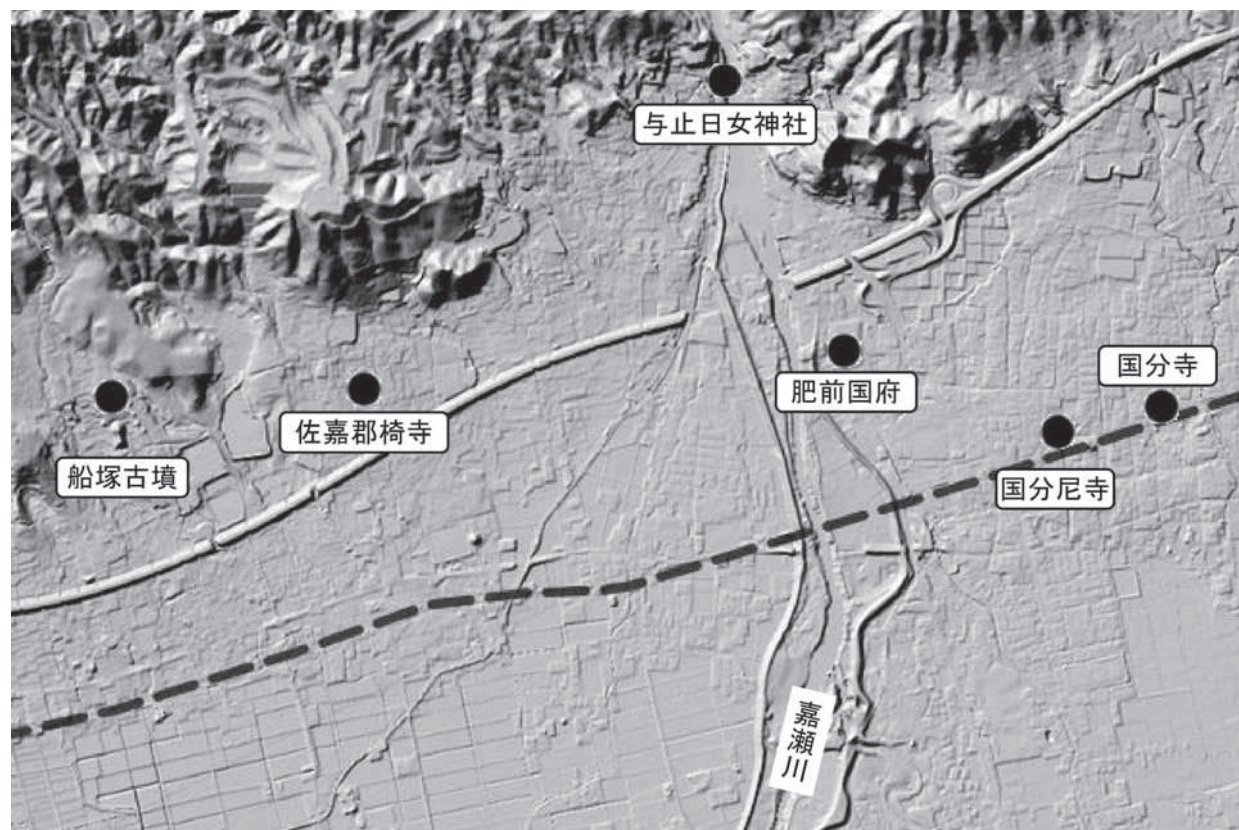
肥前国佐嘉郡 一方肥前国の二つの伝承比定地は、明らかに内陸部の幹線道路と河川との交差点であり、また河川の河口部にミナトがあった（次頁の図②参照）。

まず大荒田が神を鎮めたという佐嘉郡の伝承舞台は、背振山系の山沿いを東西方向に走る西海道（肥前路）と、有明海に南流する現在の嘉瀬川（『肥前国風土記』の佐嘉川）がほぼ直交する地域であった。『肥前国風土記』は省略本なので、前述の『播磨国風土記』のような伝承を見いだせないが、おそらくここも盛んな人の出入りがあったと思われる。

考古学的にみると、その周辺部の嘉瀬川西岸の丘陵上には、五世紀前葉の肥前国最大の前方後円墳、船塚古墳が築造されていた。また東岸部には律令制下の肥前国府、国分寺、国分尼寺などが建てられている（次頁の図③参照）。このような遺跡分布状況からみて、ここが古くから人とモノが



図② 北九州の三つの伝承比定地と交通路をめぐる模式図



図③ 佐嘉郡の嘉瀬川と推定西海道（破線）の交差点

集中する政治的中枢地だったことが分かる。そうなる大きな要因は嘉瀬川の河口部に、諸国で後に「国府津」と呼ばれるような外港があり、やはり伝承比定地と一体的になっていたからであろう。

その所在地は現在「嘉瀬津」の名を残す、佐賀市嘉瀬津神社あたりが有力視されている。⁽³⁰⁾ 肥前国佐嘉郡の伝承比定地付近も、水陸交通の結節点に位置していた。

肥前国基肄郡姫社郷 珂是古を始祖とする一族が配置された基肄郡姫社郷は、現在の佐賀県鳥栖市姫方町付近に比定できる。このあたりは今でもそうであるように、たくさんの人びとが集中する主要な陸上交通路の結節点であった。ここは西海道(31)の肥前路と筑後路との接合部にあたり、また近くには豊後国日田郡方面に抜ける道（後の日田道）(31)があったと想定されている（前頁の図②参照）。さらに『延喜式』巻二八の兵部省式によると、基肄駅という駅家が置かれていた。

そうした複数の基幹道路に交差して、荒ぶる神が行路の人を苦しめたという山道川（現在の秋光川）が南流していた。『肥前国風土記』基肄郡姫

社郷条によると、山道川は南に流れ、やがて「御井の大川」に合流すると書かれている。御井の大川は現在の筑後川をさし、それは最終的に有明海に注いでいた。おそらくその途中いくつかの渡渉地と河津があった。また長洋一氏によるとその河口部には有力なミナト、たとえば「水沼津」と呼ぶべき港津があり、⁽³²⁾やはりそれは伝承比定地と密接不可分の関係にあったと想定される。

このように北九州の三つの伝承比定地の付近一帯も、大陸との接続も視野に入る、内陸部における水陸交通の要衝地であった。継体朝以降の倭王権はそこを直接的に掌握するため、右にみた一族を配置し、⁽³³⁾祭祀権の確立と一定の地域開発を通じて、交通路の安定的な確保をおこなわせた。このような氏族配置策が三つの伝承比定地を玄海灘の沿岸方面に向かう、人とモノの動員・調達拠点として機能させることになった。なかでも尽くし坂への筑紫君の派遣には、その意図を強くうかがえる。それが結果として後のいわゆる「磐井の乱」につながったともいえよう。

有明海を起点とする航路の重要性 ただし北九州

の伝承比定地はいずれも有明海に面し、またその南側の河口部にミナトがあつた点を看過できない。この事実は当時の倭王権が、有明海を起点にする大陸向け航路も重視していたことを示すのではないか。

なぜなら山尾幸久氏によつて、有明海側の沿岸がすでに五世紀後半以来、倭王権の大陸向けの海上交通の「要津」になつたと説かれているからである。また山尾氏は筑紫君氏を含む筑後・肥前国の首長たちがその頃に台頭するのも、有明海を通じた海外向けルートを重視する倭王権の対外政策に参画したことが大きいと述べている⁽³⁴⁾。重要な指摘であろう。

この点に関連して七世紀以降の対新羅関係の史料だが、たとえば推古天皇一〇年（六〇二）、新羅征討計画が立てられた時、来目皇子が征新羅將軍に任じられ、「軍衆二万五千人」などを授けられ「筑紫」に派遣された（『日本書紀』同年二月己酉朔条）。ところが『肥前国風土記』三根郡条には、この来目皇子に関連する史料が二つ収められている。そのうち同郡の漢部郷条には、「漢部

郷。（在^二郡北^一。）昔者、来目皇子、為^レ征^二伐新羅^一、勒^二忍海漢人^一将来、居^二此村^一、令^レ造^二兵器^一。因曰^二漢部郷^一」とある。

あくまで伝承であるが、来目皇子がわざわざ有明海に面した肥前国三根郡を訪れ、「忍海の漢人」に兵器を造らせたとする点が興味深い。新羅との軍事的な対決に向けて、有明海を起点とする海上航路が重視された証しの一つになろう。

また七世紀後半、白村江の戦いで唐・新羅軍に敗北した後、九州では玄海灘に面した朝鮮式山城、大野城が築かれたことは有名である。しかしそのほか有明海に面する肥前・肥後両国にも、基肄城と鞠智城^{くち}が築造されている（『日本書紀』天智天皇四年へ六六五八月条、『続日本紀』文武天皇二年へ六九八五月甲申条）。

このうち肥前国の基肄城は、まさに尽くし坂と基肄郡姫社郷にも近接する場所である。先行研究によるとこの山城は、唐・新羅との対外的緊張関係の高まりのなか、直接的には有明海側からの外敵の侵入を想定し、主に大宰府の南辺を防御するために築かれたと指摘されている⁽³⁵⁾。

これらを踏まえると北九州の三つの地域への諸氏族の配置は、朝鮮半島の緊迫する情勢のもと、必ずしも博多湾岸から大陸に向かう海上経路だけでなく、五世紀以来の有明海沿岸のミナトを介した航路の重要性を強く視野に入れてなされたと考えられよう⁽³⁶⁾。この点については、珂是古の一族がわざわざ玄海灘沿岸の宗像郡から配置された事例がそれを端的に示すであろう。

内陸部の水陸交通の結節点の掌握 以上のように、荒ぶる神の鎮祭伝承の比定地付近は、総じて周辺のミナトとも一体的になった、内陸部における水陸交通の結節点に位置した。継体朝以降の倭王権は対外政策の一環として、そこを人と物資の動員・調達拠点として把握することをめざし、諸氏族を現地に配置する地域再編策に乗り出した。

伝承比定地は一面で荒々しい自然が猛威を振るい、人びとの交通を一時的に分断させるところであった。そこで当該地に配置された氏族たちは、まず荒ぶる神の祭祀権の確立と一定の土地開発をすすめる、それにより交通路の確保と地域支配の安定化をはかった。そのこと自体、そこを重要拠点

として維持することにつながった。

いずれにせよ荒ぶる神の鎮祭伝承は、単なる交通の難所における境界祭祀伝承ではなく、倭王権によって内陸部の水陸交通の結節点に配置された氏族集団の始祖伝承であった。そこからは、以上のような特徴をもつ、継体朝以降の倭王権による地域再編策があったことを読みとれる。

おわりに

本稿では、荒ぶる神の鎮祭伝承のうち、七つの史料に焦点をしばり、その本質的理解の見直しを試みてきた。

まず前半ではこの伝承がそれぞれの比定地に配置された氏族たちの始祖伝承であると捉え、その分析を通じて、祭主としての彼らが配置先でこなった口頭の祭祀儀礼の重要性や、またそれが地域支配に安定化にとって大きな役割をはたしていたことなどを説いた。

後半では本伝承の比定地が、交通の難所であるとともに、周辺部のミナトと有機的に結びつく内

陸部の水陸交通の要衝地であることを明かし、そこへの諸氏族の配置が、六世紀以降の対外的契機にもとづく、倭王権による地域再編策の一環をなすこと、またそこからは当時の倭王権が対外政策上、必ずしも西日本の沿岸部だけでなく、内陸部の幹線道路を把握することを重視していた点などを指摘した。

こうした『風土記』の荒ぶる神の鎮祭伝承とは別に、『古事記』と『日本書紀』の荒ぶる神の伝承では、地方の神々は基本的に倭王権による武力征討や圧殺対象として描かれている。これと本伝承との比較研究が、今後の課題になることを述べ、ひとまずここで擱筆したい。

(※) 61頁の図③は地理院地図を利用した。

(1) 金井清一「風土記の交通妨害説話について」(東京女子大学『日本文学』三一、一九六八年)。

(2) 瀧音能之「荒ぶる神」(同編『風土記をひらく』新井出版、一九八七年)、赤坂憲雄「杖と境界をめぐる風景／標の税」(同『境界の発生』講談社学術文庫、二〇〇二年。初出は一九八八年)、瀧音能之『風土記

説話の古代史」(桜楓社、一九九二年)、武廣亮平「荒ぶる神」(風土記を読む会編『風土記の神と宗教的世界』おうふう、一九九七年)、志田諄一「風土記にみえる荒ぶる神」(『茨城キリスト教大学紀要』三三、人文科学、一九九九年)など。

(3) 西田「国記」より「風土記」へ―播磨国風土記を通路として―(同『日本古典の史的研究』理想社、一九五六年)。

(4) 柳田國男『口承文芸史考』(ちくま文庫版『柳田國男全集』八。初出は一九四八年)、松村武雄『儀礼及び神話の研究』(ゆまに書房、二〇〇五年。初出は一九四八年)、土橋寛『古代歌謡の世界』(塙書房、一九六八年)、岡田精司「記紀神話の成立」(『岩波講座日本歴史』二、一九七五年)、松前健「祭祀と神話」(『松前健著作集』五、おうふう、一九八八年。初出は一九七九年)など。

(5) 小島「伝来以前」(同『上代日本文学与中国文学』上、塙書房、一九六二年)、六五頁。

(6) エドウィーナ・パーマー「風土記読解―口承文学の観点から―」(『国文学』五四・七、二〇〇九年)。

(7) 櫻井徳太郎『怨霊観の系譜』(ちくま学芸文庫、二〇一二年。初出は一九七七年)、黒田俊雄「鎮魂と国家」(『黒田俊雄著作集』三、法藏館、一九九五年。初出は一九八二年)など。

(8) 黒田「鎮魂の系譜―国家と宗教をめぐる点描―」(註(7) 黒田前掲書。初出は一九八二年)。

- (9) 岡田「古代伝承の鹿 ―大王祭祀復元の試み―」
 (同『古代祭祀の史的研究』塙書房、一九九二年。初出は一九八八年)、四二九頁。
- (10) 筑紫という地名は九州全体をさすという見方もあるが、その本源的地名は当地に求められるという(奥野正男「筑紫神社」へ谷川健一編『日本の神々―神社と聖地』一、白水社、二〇〇〇年)、一八二頁。
- (11) 山尾『筑紫君磐井の戦争 ―東アジアのなかの古代国家―』(新日本出版社、一九九九年)、一一八頁。
- (12) 直木孝次郎「摂津国荒田郡と神戸市荒田町」(同『日本古代の氏族と国家』吉川弘文館、二〇〇五年。初出は一九九七年)。
- (13) 古市「五・六世紀における王宮の存在形態 ―王名と叛逆伝承―」(同『国家形成期の王宮と地域社会―記紀・風土記の再解釈―』塙書房、二〇一九年。初出は二〇一一年)、六一頁。
- (14) 亀井「磐井の乱の前後」(『新版古代の日本③―九州・沖縄―』角川書店、一九九一年)。
- (15) 山尾「磐井の反乱の意義」(同『日本国家の形成』岩波新書、一九七七年)。
- (16) 吉田「県および県主」(同『日本古代国家成立史論―国造制を中心として―』東京大学出版会、一九七三年)。
- (17) 拙稿「風土記の「荒ぶる神」の鎮祭伝承」(『出雲古代史研究』二五、二〇一五年)。
- (18) 小林「石作氏の配置とその前提」(『日本歴史』七

- 五一、二〇一〇年)。
- (19) 復原案は中村太一「山陽道美作支路の復原」(同『日本古代国家と計画道路』吉川弘文館、一九九六年。初出は一九九〇年)による。
- (20) 註(17)前掲拙稿。
- (21) 『風土記』の石海里条には、このほか「宇頭川之泊」があったと記される。
- (22) 兵庫県教育委員会埋蔵文化財調査事務所編『福田片岡遺跡 ―太子・竜野バイパス建設工事に伴う発掘調査報告書―』(兵庫県文化財調査報告書第94冊、兵庫県教育委員会、一九九一年)。
- (23) 榎原「地域社会における街道と宿の役割 ―中世山陽道と宿の諸相―」(同『日本中世地域社会の構造』校倉書房、二〇〇〇年。初出は一九九二年)。なお大村拓生「室町期西播磨の交通と政治拠点」(本誌第六号、二〇二一年)も参照。また「余子浜」「古網干」など、中世前期の揖保川河口部の港津については、前田徹『中世後期播磨の国人と赤松氏』(清文堂出版、二〇二一年)第七章に詳しい。
- (24) 林田里伊勢野に南接する大津茂川流域の大市郷には、奈良期創建の西脇廃寺が存在し、郷内には山陽道の「邑智駅」があった。また大市郷の北東の山系には、播磨国の地誌『峰相記』で有名な中世寺院、峰相山鶏足寺が建立された。魚戸津との関係性は、この大市郷を含めて総合的に判断する必要がある。また林田里の地名が示すように、本来林田里は林田

川水系にも属する広い領域の里であった。これらの点も含めて詳しくは今後の課題としたい。

(25) 直木「山陰道の成立について」(同『飛鳥奈良時代の考察』高科書店、一九九六年。初出は一九八七年)。

(26) 拙稿「平安時代の旅の作法」(館野和己・出田和久編『日本古代の交通・交流・情報』二、吉川弘文館、二〇一六年)。

(27) 中村太一「山国の河川交通」(鈴木靖民・吉村武彦・加藤友康編『古代山国の交通と社会』八木書店、二〇一三年)。なお『風土記』には揖保川水系の越部里で「三宅」を造って奉仕したという、但馬君小津の話がみえる。したがってここをさらに北上し、但馬国に至る経路があったと思われる。

(28) 古市晃「古代播磨の地域社会構造 ―播磨国風土記を中心に―」(註(13)前掲書。初出は二〇一四年)。

(29) 中世の枚方里付近には法隆寺の鴈荘があったが、一四世紀に書写された『鴈荘絵図』には、「三宅」「犬飼」などの地名を確認できる(『太子町史』一、兵庫県太子町、一九九六年)。鷺森浩幸氏はこれらの点などにもとづき、ここに六世紀以降、「枚方屯倉」が置かれたと述べている(同『日本古代の王家・寺院と所領』付論一、塙書房、二〇〇一年。初出は一九九一年)。十分あり得ることであろう。

(30) 木本雅康「佐嘉郡」(加藤謙吉ほか編『日本古代史地名事典』雄山閣、二〇〇七年)。

(31) 日本歴史地名体系一四『佐賀県の地名』(平凡社、

一九八〇年)、八四頁。

(32) 長氏は筑後川河口部の右岸か左岸のいずれかにミナトがあり、それは水沼君(水沼県主)によっておさえられていたと想定する(長「磐井の乱」へ小田富士雄編『古代を考える 磐井の乱』吉川弘文館、一九九一年)。ここではそのミナトを仮に「水沼津」と呼びたい。

(33) このうち珂是古一族の伝承について古市晃氏は、五世紀の葛城集団が主導する配置策の一環をなすと捉える(同「国家形成期の王権と地域社会 ―瀬戸内海沿岸・北部九州を中心に―」へ註(13)前掲書。初出は二〇一五年)。しかし本稿では六世紀代の事実を反映していると理解した。

(34) 山尾「磐井の反乱の意義」(同『日本国家の形成』岩波新書、一九七七年)。

(35) 平井聖ほか編『日本城郭大系』一七(新人物往来社、一九八〇年)、一二二頁。また肥後国の鞠智城に関する同様の見方は、佐藤信「鞠智城の歴史的位置」(『鞠智城跡Ⅱ ―論考編Ⅰ―』熊本県教育委員会、二〇一四年)に示されている。

(36) 表⑦の肥前国神埼郡の荒ぶる神の鎮祭伝承も、基本的にこの枠内で理解できよう。